

2027年出発対象 明治大学学生海外トップユニバーシティ留学奨学金S/A 募集要項

2026年9月9日
国際教育センター

1 概要

明治大学が指定する海外のトップユニバーシティに協定留学の制度を利用して留学する学生に対し、選考の上、「明治大学学生海外トップユニバーシティ留学奨学金」を支給します。本奨学金は返還の必要のない給付型の奨学金です。当奨学金の応募を希望する学生は、本募集要項記載事項を十分に確認し、必要書類をすべて揃えた上で期限までに応募してください。

2 対象留学プログラム及び募集枠数

奨学金の種別（「奨学金S」、または、「奨学金A」）は、以下対象留学プログラムによって異なります。

奨学金S 2～3名（3学期相当）

- ・ ペンシルベニア大学 一般教養・専門教育学部（LPS）インターナショナルゲストスチューデントプログラム（IGSP）
- ・ コロンビア大学 専門教育学部（School of Professional Studies）ヴィジティングスチューデントプログラム

奨学金A 2～4名（4学期相当）

- ・ カリフォルニア大学バークレー校 エクステンション グローバルアクセスプログラム（GAP）BGA Program
- ・ カリフォルニア大学バークレー校 エクステンション グローバルアクセスプログラム（GAP）BHGAP Haas School of Business

※本募集は留学プログラムが含まれています。留学プログラムへの別途応募は不要です。

3 奨学金支給額

奨学金S 本学の定める1学期相当期間あたり、**400万円**（2学期目は300万円）を上限として支給額を決定する。

奨学金A 本学の定める1学期相当期間あたり、**150万円**（2学期目は100万円）を上限として支給額を決定する。

【注意事項】

- ※ 海外トップユニバーシティ留学奨学金Bとの併願はできません。
- ※ 他奨学金・助成金との併給について：明治大学外国留学奨励助成金との併給はできません。その他の奨学金・助成金との併給については、受給を予定する奨学金の併給基準に基づき、当奨学金の支給額を減額することがあります。
- ※ 必ず支給上限額が支給される訳ではありません。（年度により支給額は異なります。）

4 留学期間

2027年8～9月から1学期間または1学年間

- ※ 学内選考応募時に期間を選択する。応募後の留学期間の変更は原則認められないため注意すること。

5 奨学金給付期間

明治大学学生海外トップユニバーシティ留学奨学金（S/A/B）の給付期間は、明治大学の在籍期間における留学期間のうち、**2学期間を上限**として支給の対象とする。

- ※ 過年度に「明治大学学生海外トップユニバーシティ留学奨励助成金S/A」を合計2学期間受給したことのある学生は、本奨学金の受給資格はありません。また、同助成金を1学期間受給したことのある学生は、本奨学金の給付期間は留学期間に関わらず1学期間が上限となります。

6 応募資格

下記の①～⑪**すべて**の条件を満たす者

① 明治大学の正規課程に在籍する学生（在留資格が「留学」の学生は応募不可）で以下条件を満たす者

学部生： 学内選考応募時点で本学に1学期以上在学しており、在学 1 学期相当あたり、卒業要件単位を15単位以上取得していること。

※学内選考応募時に4年次で、留学を開始する学期に本学の大学院研究科に在籍予定の場合、留学できない可能性があります。所属学部事務室、および、進学予定の研究科事務室に留学可否について必ず確認の上、応募受付期間までに進学予定の研究科の指導教員の許可が得られる場合のみ応募可とする。（「指導教員許可書」の提出が必要。「10 応募書類」参照）

その他例外がある場合は、学部と相談し認められた者。

大学院生： 指導教員の許可を得た者。

休学中の応募可。ただし、留学を開始する学期には必ず復学していること。また、各種手続き（面接審査・オリエンテーションへの出席・協定校への出願手続き等）は、休学中であっても滞りなく行うこと。

- ② **2027年1月1日～2027年12月31日**の間に留学先機関において正規学生として登録を完了し、留学を開始する者（渡航日ではなく、**授業開始日**が対象）
- ③ **本募集要項「2 対象留学プログラム及び募集枠数」に定める**留学プログラムに参加予定で、学部教授会、大学院研究科委員会、専門職大学院研究科教授会において「**協定留学**」（大学間協定留学）を承認される見込みの者
- ④ 国際教育センターが実施する「**海外トップユニバーシティ留学奨学金応募者向け説明会**」に参加する者

＜海外トップユニバーシティ留学奨学金応募者向け説明会について＞

実施日時：**2026年10月13日（火）12:45～13:20**（昼休み）

実施形態：Zoom ※詳細は受付期間終了後に登録されるOh-o! Meijiグループページで確認してください。

【注意事項】

説明会は上記日程でのみの開催となり、後日配信など振替は行いません。出席者の確認は、説明会開催中に実施します。学事理由（授業・試験）以外の理由（例：アルバイト）による欠席は一切認めません。学事理由により参加できない場合は、**10月9日（金）**までに学事理由の詳細を国際連携事務室までメールで連絡してください。（宛先：global_p@meiji.ac.jp）

なお、**無断欠席の場合は、応募辞退とみなし、応募を取消します。**

- ⑤ **外国において長期にわたって生活をする上で心身共に問題がないこと**
持病や既往症がある場合は、必ずかかりつけ医等の了承を得た上で、診断書を添付し応募すること。
- ⑥ **留学にかかる経費を理解し、経済的な裏付けが得られること**
学内選考合格後、協定校への出願手続きにおいて、留学期間中に必要な費用が準備されていることの証明が求められた場合は、金融機関が発行する残高証明書が提出できること。
- ⑦ **誓約書に記載されている事項に同意し、保証人（保護者）の同意を得られること**
必ず事前に保証人（保護者）の同意を得た上で、学内選考に応募すること。
- ⑧ 2026年度春学期までの明治大学における学業成績（通算GPA）が**GPA3.00以上**（学部生・大学院生共通※会計専門職大学院生のみGPA1.70以上）であり、**2026年度秋学期までこの学業成績要件を満たしている者。**
※ 協定校が定めるGPAがより高い場合は、協定校が定めるGPAを満たすこと。
- ⑨ **留学を希望する協定校が定める出願条件（「出願条件等一覧」に記載）を全て満たしていること**
「出願条件等一覧」掲載ウェブページURL：<https://www.meiji.ac.jp/cip/financial/topugrant.html>

語学要件について

2025年9月以降受験のTOEFL iBT, IELTS（アカデミックモジュール）、Duolingoのいずれかにて希望する協定校の要件を満たすスコア（複数選択肢がある場合はいずれか一つ）を取得済みであること。要件を満たしていない大学を希望校に含めた場合、その大学は選考対象外となるので注意すること。

※ TOEFL iBT MyBest Scores/TOEFL iBT Home Edition/IELTS One Skill Retake/IELTS Onlineでの応募の可否は協定校によって異なるため、出願条件等一覧で確認すること。

※ TOEFL iBTのMyBest Scoresを利用する場合、各セクションの受験日についても有効期間内である必要があるため注意すること（1つでも有効期間外のセクションがあるMyBest Scoresは**利用不可**）

- ⑩ **参加留学プログラム終了後、明治大学に戻り学業を継続し、明治大学を卒業する者**
- ⑪ **過年度に同一留学プログラムにて海外トップユニバーシティ留学奨励助成金（2026年度まで募集）の受給実績がない者。**

【注意事項】

- ※ 本奨学金は授業料免除制度ではありません。
- ※ 本奨学金に採用されなかった場合、2026年12月に募集を行う「2027年海外トップユニバーシティ留学（奨学金S/A対象外）」（10月30日募集要項公開予定）に応募することは可能です。その場合、「2027年度明治大学外国留学奨励助成金」（2027年6～7月頃募集要項公開予定）への応募ができます。詳細は各募集要項を確認してください。
- ※ 留学を辞退または中止した場合、当奨学金の内定を取り消します。その場合、次点者を繰り上げて採用することがあります。
- ※ 派遣先大学の所在する国・地域の安全上の状況により、本学または協定校が留学の中止または延期をした場合でも、当奨学金の次年度への繰越しは行いません。

7 応募方法・受付期間

本募集要項に記載されている内容を全て確認し、以下手続きを**必ず期間内に完了**すること。

応募方法

Oh-o! Meijiアンケート機能を利用したのオンライン応募

アンケート名：2027年出発対象明治大学学生海外トップユニバーシティ留学奨学金SA応募フォーム

※奨学金Bの応募フォームと間違えないよう注意してください。

受付期間

2026年10月6日（火）9:00～10月12日（月）17:00まで

＜注意事項＞

- ※ **受付期間外の応募は一切受け付けられない**ため注意すること。
- ※ 応募は必ず応募者本人が行うこと。
- ※ 受付期間のみオンライン応募の閲覧・回答が可能。
- ※ 内容の修正がある場合は、受付期間内に応募者自身で回答の修正を行うこと。
- ※ オンライン応募にて、「10 応募書類」に記載の**全ての必要書類の提出が求められます**。
- ※ アンケート登録後は内容に不備がないか、応募者の責任において必ず確認すること。
- ※ オンライン応募が確認できた方を、受付期間終了後から**10月13日（火）午前中**までにOh-o! Meijiグループページへ登録し、登録完了通知を送ります。登録完了通知前の個別の問い合わせにはお答えできません。

8 選考基準

- ① 学業成績が特に優秀であると認められる者で本学学生の模範となる者
 - ② 本募集要項「13 受給者の義務」に記載している事項を遵守できる者
 - ③ 明治大学学生海外トップユニバーシティ留学奨励助成金S/A（2026年度まで募集）の受給実績のない者
 - ④ 上記①②③を満たした者のうち、明治大学の**学業成績（GPA）、書類審査、面接審査を要素として総合的に判断し**、得点の高い学生から順に採用
- ※ ①～④の基準で選考した結果、採用枠に余裕のある場合は、③を満たさない者を採用することがあります。
 - ※ 選考結果に関する問い合わせは一切受け付けません。
 - ※ 留学プログラムにおける**受入可否の最終判断は協定校に委ねられる**ため、学内選考の合格は留学確定ではないことを理解の上応募すること。

9 面接審査について

日程：2026年10月24日（土）

場所：駿河台キャンパス（予定）

- ※ 時間等の詳細は未定のため学事以外は終日予定を空けておくこと。
- ※ 詳細は確定次第、Oh-o! Meijiまたはメールにて通知予定。
- ※ 学事（授業・試験等）の理由を除き、面接審査の日時変更は不可。
- ※ 面接審査は原則として**日本語のみ**で実施予定。

10 応募書類

- 書類に不備・不足があった場合は選考対象外となるため、応募者の責任においてよく確認の上提出すること。
- 所定書式掲載ウェブページURL: <https://www.meiji.ac.jp/cip/financial/topugrant.html>

1 明治大学学生海外トップユニバーシティ留学奨学金応募用紙（所定書式）

- ・ 所定書式を使用し、署名欄以外はパソコンで作成すること。
- ・ 学生・保証人（保護者）共に、必ず記載内容を熟読の上署名すること。（海外・遠方に在住の場合も保証人署名必須）
- ・ 作成後印刷し、学生・保証人共に直筆署名を記入した上でスキャンデータ（PDF）を作成すること。

2 留学計画書（所定書式）

- ・ 所定書式を使用し、パソコンで作成すること。
- ・ 所定書式上に記載されている指示に従い、日本語で作成すること。
- ・ PDF形式で提出すること。
- ・ 留学計画書内の「履修計画」についても記入すること。

<注意事項>

- ※ 留学先大学が定める最低履修単位数内でのレクリエーション科目の履修は不可。
- ※ 留学計画書に記載された内容をもとに奨学金の審査を行い、受給内定者を決定します。そのため、受給内定者として決定後の**自己都合による学習・研究内容、及び、履修内容の変更は認められません。変更した場合は、受給内定者の資格取消し**となります。また、自己都合以外の理由により変更が生じた場合でも、国際教育センターでの審議が必要となります。

3 語学能力証明書のコピー

- ・ オンライン応募フォームに登録するスコアの証明書を提出すること。
- ・ 「出願条件等一覧」を参照の上、必ず要件を満たす語学能力証明書原本の**スキャンデータ**、もしくは試験実施団体のホームページよりダウンロード可能な証明書（PDFデータ）を提出すること。
- ・ 学内選考応募締切までに証明書の受け取りが間に合わない場合に限り、**一時的な措置として**、「受験者氏名」「受験日」「スコアの詳細」が全て明記されているものであれば、オンライン画面のスクリーンショット等でも応募可とする。その場合は証明書が届き次第、コピーを国際連携事務室にメール添付にて提出すること。
- ・ 証明書の有効期間に注意すること。**2025年9月以降受験**の証明書

4 教員推薦書（所定書式）

- ・ 所定書式、A4 1枚程度、日本語または英語
- ・ 明治大学の教員（ただし、国際連携機構の教員は除く）に作成を依頼すること。
 - ※ 教員の指定はありません。自身をよく知る教員に依頼してください。
 - ※ 推薦書は数日で書けるものではありません。**時間に余裕を持って、マナーを守り依頼**してください。
- ・ 教員との直接の書類受け渡しが困難な場合は、教員から直接国際連携事務室へメール送付する形での提出も可とする。送付先：kokusaik@meiji.ac.jp、送付期限：オンライン応募期日と同じ

5 明治大学協定留学誓約書（所定書式）

- ・ 所定書式を印刷し、署名・捺印後にスキャンデータ（PDF）を作成すること。
- ・ 学生・保証人（保護者）共に、必ず記載内容を熟読の上署名すること。
- ・ 保証人（保護者）の直筆署名・捺印必須（海外・遠方に在住の場合も含む）。

6 <学内選考応募時4年次で、留学を開始する学期に本学大学院研究科に在籍予定の場合のみ>

明治大学教員による指導教員許可書（所定書式）

- ・ 所定書式。進学予定の明治大学大学院研究科の教員に作成を依頼すること。
- ・ 教員との直接の書類受け渡しが困難な場合は、教員から直接国際連携事務室へメール送付する形での提出も可とする。送付先：kokusaik@meiji.ac.jp、送付期限：オンライン応募期日と同じ

7 <応募時点で大学院1学期目の場合のみ> GPAが記載された成績証明書（和文または英文）

- ・ 応募時点で博士前期/後期課程1学期目の場合は、直近で修了した課程の成績証明書をPDF形式で提出すること。
 - 博士前期課程1学期目の方：学士課程の成績証明書
 - 博士後期課程1学期目の方：修士課程の成績証明書
- ※ 明治大学以外の学士・修士課程を修了している場合は、修了した機関で発行された成績証明書を提出。

8 在留カードの写し（外国籍の学生の場合のみ。但し、在留資格が「留学」の場合は**応募不可**）

- ・ 外国籍で在留資格が「留学」以外の学生は、在留カード（両面）の写し。

11 留学プログラムにおける注意点

■ 学内選考合格後のGPA要件について

学内選考に合格した場合、**2026年度秋学期までの通算GPA**においても、決定した協定校が定めるGPA要件を満たしている必要があります。継続して勉学に励んでください。

■ 留学先大学での受入可否について

学内選考は、明治大学から推薦される「派遣候補生」を選出することが目的であり、受入れ可否の最終判断は協定校によって行われます。協定校での審査内容・方法は、各協定校が定めるものであり、協定校によっては、派遣候補生の希望する学習分野におけるこれまでの学習歴を審査の重要項目とする場合があります。その場合、事前学習歴の不足を理由に受入れ不可と判断される可能性があります。そのため、希望する学習分野に関連する科目を明治大学で履修しておくことを強く推奨します。

■ 大学間協定留学参加中の明治大学の授業について

協定留学をする学期は原則として明治大学の授業を履修することはできません。ただし、学部・研究科により取り扱いが異なる場合があるため、必ず応募前に所属学部・研究科の事務室に確認してください。

■ 留学手続きについて

学内選考合格後の手続き（協定校への出願、履修登録、住居の手配、ビザ取得等）は、各学生の責任において主体性をもって進めることが求められます。国際連携事務室が代行して手続きを行うわけではないことを十分に理解した上で応募してください。

■ 渡航先・協定校に関する情報の入手について

情報収集の際は、必ず「オリジナルの情報源」から最新情報を得よう心掛けてください。各協定校の情報は、明治大学海外留学プログラム検索サイトや大学の公式ホームページから、現地の治安やビザに関する情報は各国大使館のホームページや、外務省が提供している「海外安全ホームページ」等から得ることができます。また、明治大学ホームページ上に、過去に大学間協定留学制度を利用し留学した学生の「留学報告書」を掲載していますので参考にしてください。

海外留学プログラム検索サイト：<https://mejinow.jp/global/program/>

外務省海外安全ホームページURL：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

留学報告書掲載ウェブページURL：<https://www.meiji.ac.jp/cip/report/report.html>

■ 希望大学の選択について

留学期間を含む最大第8希望まで選択することが可能です。（奨学金S/Aの組み合わせも可能）

（例：第1希望【2学期間】コロンビア大学、第2希望【1学期間】コロンビア大学、第3希望【2学期間】UCバークレー校BGAプログラム）

ただし、学内選考の結果、希望順位の低い大学への候補生として決定する可能性もあるため、よく考えた上で希望大学を選定してください。オンライン応募期間後の希望大学・期間の変更、および希望順位の変更は一切認めません。また、希望順位の低い大学に決定したことを理由に辞退することも認められません。

■ 英語要件について

大学間協定留学は「語学留学」ではありません。「正規課程」の講義を受けるのに十分な語学力を有しているかをよく考えた上で応募してください。なお、「出願条件等一覧」に記載されている語学要件は、協定校が設定している**最低基準**です。学内選考後も継続して語学力向上に努めてください。

■ 留学先での履修内容について

特定の学部には所属する場合と、特定の学部には所属せず学部を跨いで履修が可能な場合があります。「出願条件等一覧」を参照の上、設置学部や科目一覧等は各大学のホームページで確認してください。協定校によっては、留学生に対する履修制限がある分野・科目が設定されています。留学生としての制限がない場合でも、履修条件を満たしていない等の理由で、希望する科目の履修が認められない可能性もありますので、常に幅広い選択肢を用意しておいてください。また、「出願条件等一覧」記載の語学要件を満たしている場合でも、協定校により正規課程を受講するには語学力が不十分と判断され、語学授業の受講が求められる場合があります。語学授業で修得した単位を、明治大学で単位認定できるかどうかは、所属学部・研究科の事務室で確認してください。

■ 留学先で修得した単位の認定について

留学先で修得した単位は、所属学部・研究科にて所定の手続き・審査を経ることで、明治大学の卒業要件単位として認定される可能性があります。ただし、海外の大学の科目数は日本の大学の科目数と比較して少ない場合が多く、また、必ずしも全ての単位が認定されるわけではありません。所定の修業年限で卒業できる保証はありませんので、事前に所属学部・研究科の事務室でよく相談し、誤解のないよう注意してください。

■ 留学の費用について

留学先の大学、国や地域の物価、住居形態（学生寮・アパート）、生活スタイル（外食・自炊）等によって個人差がありますが、本奨学金対象の留学プログラムの場合、留学先大学の授業料が1学期当たり400万円以上必要となる場合もあります。為替レートや物価高等の影響によってはこれ以上の費用がかかる可能性もあるため、十分な余裕をもって資金計画を立ててください。

＜必要な費用の例＞

- 明治大学の学費
- 留学先大学の授業料
- 留学先大学が義務付ける授業料以外の費用（施設利用料、登録料、手数料等）
- 渡航費、ビザ取得のための費用、教材費、通信費、その他雑費
- 住居費、食費
- 海外旅行保険料 など

!! 重要 !!

本奨学金対象の留学プログラムでは、留学中は「**留学先大学の授業料**」と「**明治大学の学費**」**両方の負担が必要**です。留学にかかる費用は高額となり、本奨学金ですべての留学費用を賄うことはできませんので、希望する大学の授業料等について事前によく調べ、経費支弁者（保護者等）と十分に相談した上で応募してください。

■ 明治大学指定海外旅行保険への加入について

協定留学参加者には、明治大学指定の海外旅行保険への加入が義務付けられています。本学の危機管理上、いかなる理由があっても指定保険への加入は免除されません。別途留学先の大学や国からも指定の保険への加入が求められた場合は、両方の保険に加入することを了承の上応募してください。

明治大学指定海外旅行保険の概算費用：約12～20万円（1学年間の留学の場合）

■ 留学中の住居について

学生自身の責任において手配する必要があります。留学先大学より、学生寮やアパート等の紹介がある場合もありますが、必ずしも留学生用に確保されているわけではありません。近年、住居事情は悪化しており、学生寮に申込みが可能であっても先着順ですぐに部屋が埋まってしまうたり、抽選で外れてしまったりするケースもあります。特に1学期間留学の場合、滞在期間がより長い学生が優先され、住居を確保しづらい傾向があります。各協定校のHPなどで住居事情について事前によく確認してください。また、明治大学は住居手配のサポートは行っていないので、あらかじめ了承の上応募してください。

■ ビザ（査証）の取得について

留学に必要なビザ（査証）は、学生自身の責任において取得する必要があります。協定校より入学許可書を受け取り次第、各国の大使館・領事館・ビザ申請センター等にて手続きを進めることになります。明治大学はビザ取得のサポートは行っていないので、あらかじめ了承の上応募してください。

■ 就職活動への影響について

留学する年度、年次によっても異なります。早い段階で、就職キャリア支援センターへ相談に行くことをお勧めします。

■ 教職課程履修中の留学について

必要な科目の履修や教育実習のタイミングにより、所定の修業年限で卒業することは難しくなります。留学先では教員免許状取得のために必要な科目の履修はできませんので、必ず事前に資格課程事務室に相談の上応募してください。

■ 最終学年での留学について

学部・研究科によって扱いが異なります。最終学年での留学を希望する場合は、卒業時期等について事前に指導教員、所属学部・研究科と必ず相談の上応募してください。

■ 他の留学プログラムとの併願について

他の協定留学やその他の留学プログラムとの併願は原則不可です。但し、11月15日までに、どのプログラムを選択するか決定できる場合*に限り、併願を認めます。オンライン応募フォームに併願するプログラムの詳細を記入し、結果が判明した時点ですぐに国際連携事務室へ連絡してください。なお、併願するプログラムの結果が、上記期日以降に判明する場合は、本プログラムを優先していただきます。優先順位について十分に検討した上で応募してください。また、必ず事前に他のプログラム主催者（学部・研究科、留学エージェント等）に相談し了承を得てください。

*併願可能な例1：第一希望が本プログラムで、本プログラムに合格したら、併願する留学プログラム

*併願可能な例2：第一希望がその他の留学プログラム（例：秋出発大学間協定留学【交換型】）で、当該プログラムの参加可否が上記期日までに判明する場合

なお、併願する留学プログラムにて「2027年出発対象海外トップユニバーシティ留学奨学金B」の対象校を希望された場合でも、奨学金については本奨学金との併願ができないため、当該奨学金（奨学金B）は対象外となります。

■ 辞退について

校内選考にて派遣候補生として決定した後は、正当な理由なく辞退することはできません。決定後の辞退は、同じ大学を希望していた他の学生の留学機会を奪うことにもなります。決して安易な気持ちで応募することのないよう、事前に十分な情報収集を行い、留学に必要な準備、費用、リスク等を理解した上で応募してください。

■ 留学実施判断について

国際教育センターが主催する留学プログラムについて、**外務省海外安全情報の危険情報レベルが、原則「レベル1」以下の国・地域のみへの派遣となります。**外務省海外安全情報の他、派遣先大学の所在する国・地域の安全上の状況によつては、本学が派遣の中止・延期または帰国勧告を決定する場合があります。

12 応募後の流れ

- ・ 選考基準に基づき審査を行い、選考結果を応募者全員にOh-o! Meijiで通知します。
選考結果に関する問い合わせには一切お答えできません。
- ・ 応募後のスケジュールは以下を予定しています（諸事情により日程が変更になる可能性がありますので、あらかじめご了承ください）。

＜応募後のスケジュール（予定）＞

2026年	10月13日	海外トップユニバーシティ留学奨学金応募者向け説明会 ※オンライン応募完了者は全員参加必須。不参加の場合は応募資格を失います。
	10月24日	面接審査
	11月20日（予定）	選考結果通知
2027年	1月中旬	【大学間協定留学】合格者オリエンテーション !!合格者は全員参加必須!!
	1月下旬～	協定校への推薦（Nomination）手続き
	1月下旬～5月頃	協定校への出願手続き
	1月末（予定）	海外トップユニバーシティ留学奨学金受給者成果発表会 & 交流会 ※全員参加必須
	3月下旬	事前学習 !! 合格者は全員参加必須 !!
	3月下旬～7月頃	協定校からの入学許可/ ビザ、住居、航空券等の手配/ 所属学部での手続き
	5月下旬	海外トップユニバーシティ留学奨学金受給者履修科目報告書提出
	6月初旬	履修内容確認面談 ※面談が必要と判断された者のみ
	6月中旬	渡航前オリエンテーション !! 渡航者は全員参加必須!!
	8月～9月頃	渡航
	9月下旬（予定）	奨学金支給
	12月頃	帰国（1学期間の留学の場合）!! 最終試験日から約1か月以内には必ず帰国すること!!
2028年	3月下旬	事後学習（1学期間留学の学生対象）!! 対象者は全員参加必須!!
	5月頃	帰国（1学年間の留学の場合）!! 最終試験日から約1か月以内には必ず帰国すること!!
	9月下旬	事後学習（1学年間留学の学生対象）!! 対象者は全員参加必須!!

13 受給者の義務

受給者は、以下（1）～（9）の義務が発生します。**義務が果たせない場合は、奨学金の返還を求めます。**

- （1） 本奨学金の受給内定後、奨学金支給に必要な書類を指定された各期日までに提出すること。
- （2） 留学情報を適切に報告すること（特に、応募後やむを得ない理由により留学期間を短縮した場合は、留学期間に応じた支給額に調整する必要があるため、必ず早めに申し出ること）。
- （3） 留学終了後、明治大学に戻り学業を継続し、明治大学を卒業すること。
- （4） 国際教育センターが主催する帰国報告会、及び、交流会に必ず参加すること。
- （5） 帰国後、本学に在学中に明治大学の各機関が実施する海外留学説明会及びオリエンテーション等での発表や、明治大学が発行する出版物等への留学体験記の寄稿等並びに大学が実施する様々な留学促進の取組みのいずれかに必ず協力すること。
- （6） 卒業後も連絡が取れる連絡先を国際教育センターへ報告すること。
- （7） 国際教育センターへ留学終了後の進路（就職・進学・明治大学での学業継続等）の報告を行うこと。
- （8） 卒業後に明治大学が実施する留学促進のための諸活動に積極的に協力すること。
- （9） 留学終了後速やかに以下2点の書類を所定の提出方法にて提出すること。

【留学終了後の提出物】

- ① 留学報告書（海外トップユニバーシティ留学奨学金所定書式）
- ② 留学先機関発行の成績証明書原本コピー

提出方法：Oh-o! Meijiグループへのアップロード

提出期日：留学終了後1ヶ月以内

※ 所定書式は、5月頃Oh-o! Meijiグループページよりダウンロード可能です。

※ ①②共に、協定留学者/認定留学者の義務として、国際連携事務室や所属学部・研究科より提出が求められる提出物とは異なります。

14 奨学金給付の取消し

次のいずれかに該当するときは、奨学金の給付の取消し又は停止をし、返還を求めます。

- (1) 退学、停学及び除籍等の処分を受けた者
- (2) 留学の許可を取り消された者
- (3) 当初予定していた留学期間を短縮した者
- (4) 応募時の学習・研究計画と実際に留学先で履修する（した）科目の内容に関連性がないと国際教育センターから判断された者
- (5) 留学期間中、休学、退学又は除籍した者
- (6) 留学期間中、長期の欠席等修学状況の不良が明らかになった者
なお、留学中単位の修得が全く無かった者については、原則として奨学金の給付を取り消すこととする。
- (7) 応募書類等に虚偽の記載があった者
- (8) 受給者の義務を怠った者
- (9) その他、受給者として適当でないと認められた者

15 個人情報の取扱い

応募により提供された個人情報は、応募者の意志確認および選考を目的として利用します。また、取得した個人情報は、留学先の大学、提携する旅行会社、保険会社等に提供することがあります。

16 問い合わせ

明治大学国際連携事務室（海外留学）【和泉キャンパス】

開室時間： 平日9:00-11:30、12:30-17:00

メールアドレス： global_p@meiji.ac.jp

電話番号： 03-5300-1542

※ 土曜・日曜・祝日（休日授業実施日は除く）は閉室です。

※ 夏季・冬季・春季休業期間中は開室日・時間が異なりますのでご注意ください。

※ メール・電話等で問い合わせの際は、必ず所属学部・学生番号・氏名を申し出ること。

以 上